

## 三陸復興国立公園南部地区パークボランティア募集要項

### 1. はじめに

環境省東北地方環境事務所では、三陸復興国立公園の保護と適正な利用の推進について広く国民の参加を求めることを目的として、「三陸復興国立公園南部地区パークボランティア」を設置しております。

三陸復興国立公園南部地区のパークボランティアは現在 31 名が登録されており、当該地域における自然解説や利用指導、碁石海岸インフォメーションセンターが企画する自然とのふれあい活動等のサポート、みちのく潮風トレイルの維持管理作業等を行っています。今回、このような活動の一層の充実を図るため、三陸復興国立公園南部地区パークボランティアを新たに募集します。

### 2. 活動内容等

#### (1) 活動場所

主として環境省東北地方環境事務所大船渡自然保護官事務所（岩手県大船渡市所在）が管轄する以下の行政区で、国立公園の利用施設やみちのく潮風トレイル沿線が中心となります。

岩手県 大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市  
宮城県 気仙沼市

#### (2) 活動期間

通年

#### (3) 活動内容

国立公園や遊歩道（以下「国立公園等」といいます。）の巡視等を通じて、主に以下に示す活動を行います。

##### ① 美化清掃活動

利用者の多いエリアや遊歩道沿線を中心に清掃活動を行います。

##### ② 自然解説・案内活動

動植物の情報や地域の歴史等の情報収集を行い、環境省等主催の自然ふれあい行事等で、動植物、地形・地質などの自然環境や地域の歴史・文化の解説や、利用案内をします。

##### ③ 国立公園等の安全点検活動

国立公園等の施設などの異常の有無の確認を行います。また、東北環境事務所の指示により簡単な補修、草刈り等の管理を行います。

##### ④ マナー啓発活動

国立公園等を利用する方に対し、マナーの啓発を行います。

##### ⑤ 国立公園等の保全にかかる調査活動等

国立公園等の動植物等保護のため、必要に応じ調査を行います。

##### ⑥ 碁石海岸インフォメーションセンターを拠点とした活動

碁石海岸インフォメーションセンターを拠点として、主催行事への協力、利用

者への自然解説、館内案内をすると共に、植物の生育・開花情報や動物の生息・繁殖情報などの自然情報を収集し、碁石海岸インフォメーションセンターに情報提供します。

⑦ その他

環境省東北地方環境事務所が、国立公園の保護と適正な利用の推進に必要と判断した場合、東北地方環境事務所から活動を依頼する場合があります。

### 3. 募集定員等

10名程度

(人数が多い場合は抽選し、結果は、3月17日(金)までにお知らせします。)

### 4. 募集要件

(1) 必須要件

- ・自然保護への理解と公園利用者の模範としての自覚を有すること、並びに活動の意思を有すること。
- ・年間5日以上、活動に参加できる見込みがあること。
- ・計画に則った活動を行える状態であること。
- ・平成29年4月1日現在で年齢が満20歳以上であること。

(2) 推奨要件

- ・電子メール(パソコン又は携帯)かファックスの連絡手段があること。
- ・パソコン(ワード、エクセル、パワーポイント等)の操作ができること。

### 5. 応募方法

所定の申込み用紙に必要事項を記入し、郵送、ファックス又は電子メールでお申込みください。

締め切り：平成29年3月10日(金)(郵送の場合は当日消印有効。ファックス及び電子メールの場合は、当日着信有効)

### 6. 応募及び問合せ先

環境省 大船渡自然保護官事務所(担当：坂本)

〒022-0001 岩手県大船渡市末崎町字大浜 221-117

Tel : 0192-29-2759, Fax : 0192-29-2802

E-mail : MAYUKO\_SAKAMOTO@env.go.jp

### 7. 養成研修会の実施

パークボランティアとして活動するために必要な知識・心得等の習得を目的とした養成研修会を下記の通り実施します。

日時：3月26日(日) 10:00~15:30

場所：大船渡市立博物館(岩手県大船渡市末崎町字大浜 221-86)

費用：無料(交通費等は自己負担)

## 8. 登録

養成研修会を受講後、改めてパークボランティアの登録希望の意思確認を行います。登録を希望される方は、平成 29 年 4 月 1 日付けで東北地方環境事務所長がパークボランティアとして登録します。

## 9. その他（パークボランティア登録後）

- ①貸与：活動中に身につける帽子、ワッペンを貸与します。
- ②活動に必要な経費：自己負担となります。
- ③補償：ボランティア活動中の事故による傷害等の補償については、環境省が加入するボランティア保険の範囲内で対応します。
- ④認定期間：原則 2 年